

京都市消防局訓令甲第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

目次中「防火指導」を「防火指導等」に改める。

第2条第4号中「第2号」を「第2項」に改める。

第5条第1項第1号中「次条第1項」を「次条」に改める。

第10条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第16条の見出し中「出火事案」を「出火事案等」に改め、同条各号列記以外の部分中「火災の概要，防火対象物の査察の実施状況，防火指導の状況等について」を「当該火災等（火災又は消防事故取扱要領（昭和43年4月30日付け発消消第171号）に規定する消防事故（ただし，発報事故を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の概要，発生した防火対象物に係る査察及び防火指導の実施状況等について」に、「火災の概要等について判明したもののうちから」を「判明したものから」に改め、同条第1号から同条第3号中「火災」を「火災等」に改め、同条第4号中「必要と認める火災」を「報告の必要があると認める火災等」に改める。

第17条中「消防法令違反」の右に「又は火災予防上の不備事項」を加える。

第24条第1項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第27条及び第28条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

第30条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第31条各号列記以外の部分中「法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない」を「政令第1条の2第3項に規定する」に改める。

第33条及び第34条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第38条の5第1項の表防火・防災管理等の項中「消防計画」の右に「の届出」を加え

る。

第38条の12中第1項中「規則」を「市規則」に、「管理権原者」を「関係者で権原を有する者」に改め、同条第2項第2号中「管理権原者」を「関係者で権原を有する者」に改める。

第40条第1項各号列記以外の部分中「させなければならない」を「するよう指導するものとする」に、同条第2項中「検査」を「随時査察」に改める。

第41条第1項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次に」に改め、同条第1号を削り、第2号から第5号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第5号」を「第4号」に改め、「実施」の右に「することが」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第42条第2項を次のように改める。

2 署長は、別に定めるところにより、前項に規定する無火災推進日の啓発に努めるものとする。

第44条の2第1項中「防火優良認定証を掲げることのできる」を「特例の認定を受けた」に改める。

第45条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次に」に、「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第49条第1項中「2通」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第50条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次に」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2号中「搬出の」を「搬出するための」に改め、同条第5号中「、搬出」を「並びに搬出」に改める。

第51条第2項中「検査」を「随時査察」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第52条を次のように改める。

第52条 削除

第53条第2号中「前条に規定する」を「条例第59条の2第2号から第4号までに規定する行為に係る届出について」に改める。

第54条中「確立し、育成するよう指導しなければならない」を「確立するよう指導するとともに、育成に努めるものとする」に改める。

第54条の3第1項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第57条各号列記以外の部分中「署長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより」を「署長が行う」に、「を行うもの」を「は、次に掲げるとおり」に改め、同条第2号ただし書を削る。

第59条を次のように改める。

(同意等の事務の処理)

第59条 署長は、法第7条第1項の規定により同意を求められた建基法の規定に基づく確認申請書（以下「確認申請書」という。）又は許可申請書（以下「許可申請書」という。）について、次に掲げるところにより処理しなければならない。

(1) 同意の通知をする場合は、確認申請書又は許可申請書に「同意」と表示すること。

この場合において、建築物の防火に関する規定には違反しないが、消防上支障があると認めるものについては、その意見を付すこと。

(2) 不同意の通知をする場合は、確認申請書又は許可申請書に、「不同意」と表示するとともに、その理由を付すこと。

(3) 返却する場合は、確認申請書又は許可申請書にその理由を付すこと。

2 署長は、前項の確認申請書又は許可申請書について、次の表の左項に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右項に掲げる日数以内に局長に送付しなければならない。

確認申請書又は許可申請書の区分	同意を求められた日から起算した日数
(1) 同意等を行う者が局長である確認申請書又は許可申請書	3 日
(2) 建基法第6条第1項第4号に係る確認申請書	
(3) (1)及び(2)に掲げる確認申請書又は許可申請書以外のもの	7 日

第60条第1項中「同意」の右に「の通知」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第63条を次のように改める。

(計画通知に係る準用)

第63条 建基法の規定による建築物の計画の通知に係る文書（以下「計画通知書」という。）に関する事務については、第57条から第60条までの規定を準用するものとする。この場合において、第57条中「法第7条第2項に規定する通知」とあるのは「計

画通知書に対する通知」と、第58条中「確認申請」とあるのは「計画通知」と、第59条中「確認申請書」とあるのは「計画通知書」と読み替えるものとする。

第65条から第68条までの規定中「回報」を「回答」に改める。

第69条第1項中「回報」を「回答」に改め、第2項及び第3項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第4章第4節の節名を次のように改める。

第4節 建築物の防火指導等

第70条の見出し中「防火指導」を「通報」に改め、同条中「の規定において、」を「における」に改め、「又はその他法令等に適合していないことが明らか」を削り、「行い、その結果を記録するとともに、特に必要と認めるときは」を「行うとともに」に、「京都市都市計画局長等」を「特定行政庁」に改める。

第71条第1項中「り災」を「火災によりり災し、」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「防火避難施設等」を「防火避難施設」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項中「署長は」の右に「、火災によりり災した建築物について」を加える。

第72条を次のように改める。

(防災表示の確認)

第72条 署長は、政令第4条の3第1項に規定する防災防火対象物において使用されている防災対象物品に法第8条の3第3項に規定する指定表示、規則第4条の4第1項に規定する防災表示又は同条第9項各号に掲げる事項が付されていることを確認するよう努めるものとする。

第73条第2項中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第74条の見出し中「意見」を「通知」に改め、同条第1項中「規則第4条の4」を「規則第4条の4第4項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「次の各号」を「次に」に改め、同条第3項中「内容を確認し、」の右に「必要に応じて」を加える。

第79条中「都市計画施設の」を「都市の開発及び」に改める。

第80条第1項各号列記以外の部分中「(法第17条第1項に規定する消防用設備等をいう。別表第4を除き、以下同じ。）」、「(法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等をいう。以下同じ。）」及び「2通」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改め、第3項を削る。

第81条各号列記以外の部分中「2通」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第82条第1項を削り、同条第2項中「第81条の規定により提出された着工届出書」を「前条に規定する届出書」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第81条の規定により提出された着工届出書を返付するときは、」を「前条に規定する届出があった場合において、」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第2項とする。

第85条中「署長は、」の右に「法第17条の14及び」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第85条の2第1項中「させなければならない」を「するよう指導するものとする」に改め、同条第3項から第5項の規定中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第86条の見出しを「例外規定の承認に伴う資料の提出」に改め、同条第1項中「ときは」を「もののうち」に、「させなければならない」を「するよう指導するものとする」に改め、同条第2項中「ときは、」の右に「必要に応じて随時査察を行い、」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項及び第4項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第5項中「第1項の規定により」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第87条中「行わなければならない」を「行うものとする」に改める。

第88条を次のように改める。

第88条 削除

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第90条第1項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項中「第85条の2第4項」を「第85条の2第1項」に、「より」を「よる」に改め、「設置承認申請書」の右に「又は第86条第1項の規定による特例適用申請書」を加え、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項及び第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前2項」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「及び第1項から第4項まで」を「並びに第1項及び第2項」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第4項とする。

第92条第1項中「から第4項まで」を「及び第2項」に改め、「当該関係者が」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「前項の」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第94条第1項中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項第1号中「設置計画書」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第2号中「着工届出書」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第3号中「設置承認申請書」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第4号中「特例適用申請書」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第5号中「設置届出書」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第6号「設置維持計画」の右に「の副本又はその写し等」を、同項第9号「点検結果報告書」の右に「の副本又はその写し等」を加える。

第96条中「があったとき」を「を認めたとき」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第98条を次のように改める。

第98条 削除

第99条第1項中「の規定による」を「に規定する」に、「させなければならない」を「するよう指導するものとする」に改め、同条第2項中「検査」を「随時査察」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 署長は、少量危険物等特例適用申請書に係る工事が完了するまでの間に行った指導の経過について記録するものとする。

第100条の見出し中「申請」を「申出」に改め、同条第1項中「タンク等検査申請書」を「タンク等検査申出書」に、「若しくは」を「又は」に、「又は」を「及び」に、「必要な処理を行わなければ」を「別に定めるところにより処理しなければ」に改め、同条第2項中「タンク等検査申請書」を「タンク等検査申出書」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第101条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第102条各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「にあつては」を「に對し」に、「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第103条中「第2条」の右に「(昭和54年9月28日付京都市消防局告示第1号)」を加え、「必要と認めるものにあつては検査」を「火災予防上必要と認めるときは随時査察」

に改める。

第104条中「しなければならない」を「するものとする」に改める。

第110条第2号中「検定を受けて」を「JIS又は火災予防上これと同等以上の基準に適合しているものとして付与された証票が貼付されて」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) その他局長又は署長が火災予防上報告の必要があると認める設備、器具等

第111条第1項中「があるときは、当該設置しようとする者」を削り、「工事を」「工事に」に改め、「2通」を削り、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「届出を返付するときは」を「届出があった場合において」に、「しなければならない」を「するものとする」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第111条の次に次の一条を加える。

(届出の処理)

第111条の2 署長は、消防法令又はこの訓令に基づく届出（以下この条において「届出」という。）をしようとする者に対し、正副2通の届出書を提出するよう指導するものとする。

2 署長は届出があったときは、次に掲げるところにより処理するものとする。

(1) 届出書の副本には、届出済印（第42号様式）を押印して返付すること。

(2) 火災予防上必要があると認めるときは、随時査察を実施すること。

(3) 届出の内容及び前号の随時査察の結果、消防法令に適合していないと認めるとき又は火災予防上若しくは消防活動上支障があると認めるときは、届出者に対して指導を行うこと。

(4) 前号の指導を行ったときは、指導の経過について記録すること。

3 市規則第10条第3項、第11条第2項及び第15条第4項に定める検査にあつては、前項第2号の随時査察をもって代えるものとする。この場合における震災結果の処理は第12条の、是正指導は及び第13条の例によるとともに、検査に係る届出書の副本の返付にあつては、当該随時査察を実施した後に行うものとする。

別表第2規則第2条第1項第1号に規定する資格を有する者の項中「第4条」の右に「第2項」を加え、「選任報告書」を「選任報告」に改め、同表規則第2条第1項第2号に規定する資格を有する者の項中「規則」の右に「(以下「危規則」という。)」を加え、同表規則

第2条第1項第6号に規定する資格を有する者の項中「建築基準法施行令」の右に「(以下「建基令」という。)」を加える。

別表第2の3規則第51条の5第1項第1号に規定する資格を有する者の項中「第4条」の右に「第2項」を加え、「選任報告書」を「選任報告」に改め、同表規則第51条の5第1項第2号に規定する資格を有する者の項中「危険物の規制に関する規則」を「危規則」に改め、同表規則第51条の5第1項第6号に規定する資格を有する者の項中「建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成11年政令第5号）による改正前の建築基準法施行令」を「建基令」に改める。

第6号様式及び第7号様式中注2を次のように改める。

2 この処分に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることはできなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市長の裁決を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この処分があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第21号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「権原者」を「管理権原者の」に、「文化財の所有状況」を「文化財の状況」に、

必要な制札の種類, 本数	<input type="checkbox"/> 屋外用制札	<input type="checkbox"/> 屋内用制札	を
	本	本	」
必要な制札の種類, 本数	<input type="checkbox"/> 屋外用	<input type="checkbox"/> 屋内用	に改め
	本	本	」

る。

第22号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「権原者」を「管理権原者の」

に改める。

第25号様式中「防災処理の状況」を「防災物品の使用状況」に、「消防用設備等の概要」を「消防用設備等の設置及び維持の状況」に改める。

第32号様式を次のように改める

第32号様式 削除

第41号様式の次に次の様式を加える。

第42号様式（第111条の2関係）



径3センチメートル

附 則

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

(消防局予防部)